

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	白石市

白石市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白石市市民経済部農林課
所在地 白石市福岡長袋字陣場が丘 1 2 - 1 3
電話番号 0 2 2 4 - 2 2 - 1 2 5 3
F A X 番号 0 2 2 4 - 2 2 - 1 2 5 8
メールアドレス norin@city.shiroishi.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス（以下「カラス」という。）、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	白石市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度～令和3年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状					
		被害数値					
		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
イノシシ	水稻	8,137 千円	618a	9,988 千円	957a	3,462 千円	332a
	豆類	146 千円	27a	42 千円	10a	千円	a
	雑穀	18 千円	30a	74 千円	100a	千円	a
	果樹	914 千円	187a	1,941 千円	55a	552 千円	137a
	飼料作物	196 千円	50a	2,362 千円	602a	1,989 千円	520a
	野菜	639 千円	38a	2,956 千円	41a	1,475 千円	27a
	いも類	1,554 千円	133a	590 千円	55a	297 千円	24a
ニホンザル	水稻	1,152 千円	113a	1,388 千円	133a	354 千円	34a
	果樹	1,538 千円	105a	2,334 千円	166a	42 千円	53a
	野菜	268 千円	16a	1,159 千円	81a	2,230 千円	50a
	いも類	12 千円	1a	32 千円	3a	221 千円	20a
ツキノワグマ	果樹	4 千円	1a	798 千円	37a	23 千円	6a
	飼料作物	千円	a	37 千円	10a	117 千円	30a
	野菜	千円	a	39 千円	5a	25 千円	3a
カラス	豆類	千円	a	4 千円	1a	千円	a
	果樹	24 千円	1a	5,205 千円	200a	37 千円	2a
	野菜	17 千円	11a	7 千円	1a	千円	a
カルガモ	—	—	—	—	—	—	
タヌキ	—	—	—	—	—	—	
ハクビシン	果樹	千円	a	130 千円	5a	11 千円	1a
	野菜	1,757 千円	38a	204 千円	11a	155 千円	9a
ニホンジカ	—	—	—	—	—	—	
合計		16,376 千円	1,369a	29,290 千円	2,473a	10,990 千円	1,248a

(2) 被害の傾向

- イノシシ：市内全域に出没し、水稻や野菜等に被害が生じている。
東日本大震災以降、個体数が激増し、被害が増加したが、令和3年度に豚熱が流行し、個体数が大幅減少し、被害は減少している。
- ニホンザル：市北西部（福岡地区、小原地区）、南部（越河地区、齋川地区）に出没し、果樹や野菜等に被害が生じている。
近年は人なれしている個体も多く確認され。農林水産業等に係る被害以外に人的被害の恐れもある。
- ツキノワグマ：市北西部（福岡地区、小原地区）に春から秋に出没し、果樹や飼料作物等に被害が生じている。
他の地区での目撃も増加しており、人的被害のおそれもある。
- カラス：市内全域に出没し、果樹や野菜等に被害が生じている。
- カルガモ：市内全域に出没し、大きな被害は生じていないが、目撃情報が多く寄せられている。
- タヌキ：市内全域に出没し、大きな被害は生じていないが、目撃情報が多く寄せられている。
- ハクビシン：市内全域に出没し、果樹や野菜に被害が生じている。
- ニホンジカ：市西部（小原地区）における目撃情報があり、生息状況や被害状況を調査中。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	金額	面積	金額	面積
イノシシ	7,775 千円	1,040a	6,998 千円	936a
ニホンザル	2,847 千円	157a	2,562 千円	141a
ツキノワグマ	165 千円	39a	149 千円	35a
カラス	37 千円	2a	33 千円	2a
ハクビシン	166 千円	10a	149 千円	9a
合計	10,990 千円	1,248a	9,891 千円	1,123a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲 予察捕獲	狩猟者人口の減少、高齢化。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵 ワイヤーメッシュ柵 トタン柵 花火による追払い 銃器による追払い	設置後の維持管理がおろそかになり効果が低下している。 一時的に効果はあるが、慣れた個体や群れには効果が小さい。 地域ぐるみの自主的防除対策。

(5) 今後の取組方針

<p>狩猟免許取得や防除柵設置、わな購入に対する補助事業を行い、自主的防除体制の確立を目指す。</p> <p>ICTを活用した処理の効率化。</p> <p>研修会の開催、パンフレットの配布による防除対策、環境整備の啓発。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>白石市農作物有害鳥獣対策協議会：関係機関との連絡調整 農作物等の被害調査 白石市鳥獣被害対策実施隊への捕獲依頼</p> <p>白石市鳥獣被害対策実施隊：捕獲活動の実施</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	狩猟免許取得、わな購入に対する補助事業、防除対策、環境整備の強化
令和6年度	カラス カルガモ タヌキ	
令和7年度	ハクビシン ニホンジカ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3年の捕獲実績及び対象鳥獣による農作物、生活環境被害を総合的に勘案し、生態系に影響を及ぼさない程度に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2000	2000	2000
ニホンザル	100	100	100
ツキノワグマ	被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲を行う。		
カラス	100	100	100
カルガモ	130	130	130
タヌキ	100	100	100
ハクビシン	100	100	100
ニホンジカ	被害発生の恐れがある場合には、予察による被害防止の目的で捕獲を行う。		

捕獲等の取組内容
捕獲手段：箱わな、囲いわな、くくりわな、銃器
捕獲時期：通年（イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ） 春季、秋季予察（カラス、カルガモ）
捕獲場所：市内

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
くくりわなにかかった大型の個体を止めさしする場合に距離をとっての射撃が必要となるためライフル銃を要する。 また、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあり、緊急的な捕獲が必要な場合にも用いる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ タヌキ ハクビシン ニホンジカ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵 50カ所 10,000m	電気柵、ワイヤーメッシュ柵 50カ所 10,000m	電気柵、ワイヤーメッシュ柵 50カ所 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ タヌキ ハクビシン ニホンジカ	設置済侵入防止柵の管理		
ニホンザル	花火、銃器による追払い		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

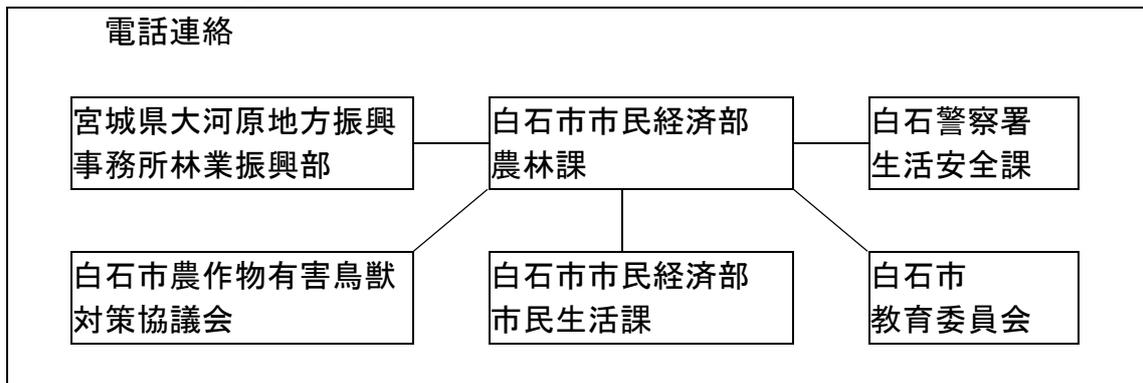
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	研修会の開催、パンフレットの配布による防除対策、環境整備の啓発 花火、銃器による追払い
令和6年度	カラス カルガモ タヌキ	
令和7年度	ハクビシン ニホンジカ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部	鳥獣に関する助言指導、 緊急口頭許可（市に権限が移譲されているものを除く）
白石警察署生活安全課	現場状況の確認及び広報活動等、発砲許可
白石市教育委員会	学校等への連絡
白石市市民経済部市民生活課	現場状況の確認及び広報活動等
白石市市民経済部農林課	現場状況の確認及び広報活動等
白石市農作物有害鳥獣対策協議会	現場状況の確認及び広報活動等
白石市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、処理

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、現地埋設により処理する。
有害鳥獣解体場に利用により効率化を図る。
イノシシ捕獲および運搬の際に豚熱感染拡大防止に留意する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害対策特別措置法に基づき、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの出荷制限が指示されており、解除される場合に検討する。
ペットフード	現状では予定なし。 今後も情報収集を行いながら検討する。
皮革	現状では予定なし。 今後も情報収集を行いながら検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では予定なし。 今後も情報収集を行いながら検討する。

(2) 処理加工施設の取組

現状では予定なし。
今後も情報収集を行いながら検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状では予定なし。
今後も情報収集を行いながら検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

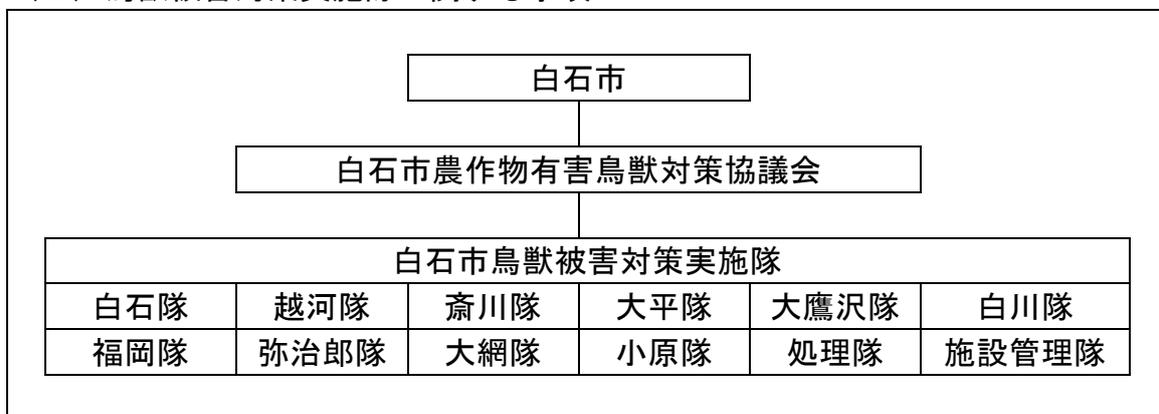
(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白石市農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
白石市	事務局、情報収集、個体管理の実施
みやぎ仙南農業協同組合	被害対策のための情報提供
一般社団法人宮城県猟友会刈田支部	捕獲隊の統括管理
白石蔵王森林組合	被害対策のための情報提供
宮城県農業共済組合	被害の情報収集
宮城県大河原農業改良普及センター	被害対策のための情報提供
自然保護員	鳥獣保護管理に係る情報提供
白石市鳥獣被害対策実施隊	捕獲等の実施
地区鳥獣被害対策実施組織	防護柵設置、管理、効果の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部	情報収集、鳥獣に関する助言指導
白石警察署	銃刀法等に基づく安全管理

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会と連携して必要な対策を講じる。
